



安全運転一口メモ VOL.3



「緊急自動車とは・・・」

消防自動車や救急自動車等が緊急の用務を達成するため緊急走行する場合、交通方法にとらわれず通行することが認められています。このような例外が認められた自動車を緊急自動車といいます。

道路交通法第39条第1項

消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいいます。

道路交通法施行令第13条で定める自動車

消防用自動車、救急用自動車、警察用自動車、保存血液応急運搬用自動車
公益事業の応急作業用自動車（電気、ガス、水道、鉄道、電信電話）等

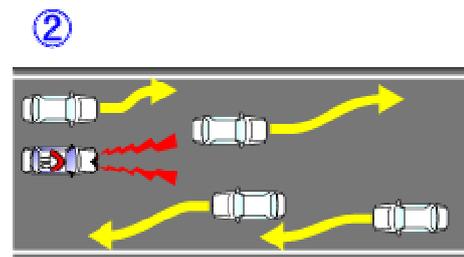
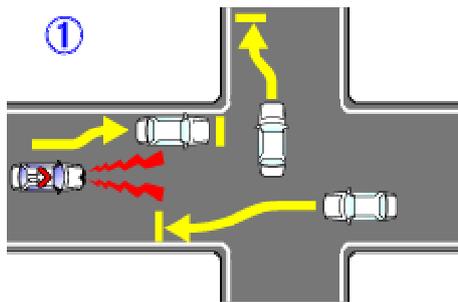
「緊急自動車が接近したときは・・・」

◆ 緊急自動車の優先（道路交通法第40条）

交差点又はその付近で緊急自動車が接近したときは

車両は（自動車、原付、軽車両）は交差点を避けて道路の左側によって一時停止する（一方通行では右側でもよい。）

単路（交差点ではない単なる一本の道路）で緊急自動車が接近したときは車両は道路の左側に寄って進路を譲る。



◆ 緊急自動車妨害の罰則等

5万円以下の罰金

違反点 1点

反則金 大型 7千円、普通 6千円、二輪 6千円、原付 5千円

脇見・漫然（ぼんやり）運転に注意
歩行者・自転車を思いやる運転を！



茨城県警察